

さぬき市男女共同参画推進情報スペースの使用及び推進団体登録申請について

～さぬき市秘書広報課男女共同参画・国際交流推進室～

さぬき市男女共同参画推進情報スペースは、男女が自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまちをめざして活動するみなさんに、意見交換や交流等を通じて更なる情報発信をしていただくためのスペースです。使用料は無料です。

情報スペースを使用するためには、原則として、男女共同参画推進団体の登録が必要です。

つきましては、情報スペースの使用を希望する団体（グループ）は、下記をお読みいただき、登録手続きをお願いします。

記

◆ 場 所（室名：男女共同参画推進情報スペース）

さぬき市志度働く婦人の家1階（さぬき市志度5385番地1）

◆ 使用可能な時間

志度働く婦人の家が開館している日の午前9時～午後10時まで

（休館日：毎週月曜日及び12月29日～翌年1月3日）

◆ 使用団体の条件

使用登録の対象となる団体は、次の1～4の条件を全て満たすものとします。

- 1 男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを行っている、又は、取り組みに関心を持っていること
- 2 会員がおおむね5人以上であること
- 3 会員の3分の2以上が本市に在住、在勤又は在学する者であること
- 4 営利や布教を目的としていないこと

◆ 登録手続

情報スペースの使用を希望する団体は、原則として、当該年度の最初の使用希望日の10日前までに、次の書類を男女共同参画・国際交流推進室まで送付又は御持参ください。

- ① さぬき市男女共同参画推進団体登録申請書（別紙1）
- ② さぬき市社会教育等施設定期使用許可書

注1）登録の効果は、登録申請書を提出した年度の3月31日で失効します。（複数年にわたり使用を希望する団体であっても、年度ごとに登録手続が必要です。）

注2）登録事務完了後、「さぬき市社会教育等施設定期使用許可書」を送付しますので、3年間は大切に保管してください。

◆ 情報スペース使用時の注意事項

- 1 情報スペースを使用した団体は、情報スペースに備え付けてある「情報スペース使用簿」に使用時間等を記入し、お帰りの際は、戸締り等をしてください。
- 2 情報スペースは、登録団体同士で連絡を取り合う等、譲り合って使用してください。
- 3 情報スペース使用中に事故等が発生した場合は、ただちに、志度働く婦人の家の館長に連絡してください。

問・申請先 さぬき市秘書広報課
男女共同参画・国際交流推進室
☎ 087-894-1660 FAX 087-894-4440
E-mail danjokokusai@city.sanuki.lg.jp